第 556 号

(1-2)



1994年1月6日創刊。毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 4月 8日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☆源泉徴収のしくみ

②:夫の給与明細を見ると、支給総額と手取り額にかなり差があります。いろいろ天引きされているのは、全て税金なのでしょうか。

A:サラリーマンの税金は、給料や賞与の際に天引き(これを源泉徴収といいます)されます。他にも社会保険料などが天引きされて、残りが手取り額となります。

## (1)月給の場合

給与明細書は通常 [総支給額-各種控除額 =差引支給額(手取り額)]となっていま す。総支給額は①基本給、②各種手当で構 成されています。このうち通勤手当には税 金がかかりませんが、社会保険料の計算に あたっては通勤手当を含めます。

次に各種控除額ですが、これは、①社会 保険料(厚生年金・健康保険・雇用保険)、 ②所得税、③住民税、④財形貯蓄、⑤組合 費などで構成されています。控除された社 会保険料は、事業主負担分が加算されて社 会保険事務所へ、所得税は税務署へ、住民 税は市区町村へ、それぞれ納付されます。

この社会保険料は、社会保険事務所に届け出された「標準報酬月額」に応じて徴収されますが、所得税は、 [支給総額ー通勤手当一社会保険料=課税分給与額]を基準に、会社に届け出た扶養親族等の数を加味して計算・徴収されます。

## (2) 賞与の場合

賞与の場合の所得税は、[支給額-社会保険料=課税分賞与額]に、「一定の率」 (0%~47%)を乗じて計算されます。

